

遠隔地の対象地域変更について（期間延長）

JU岐阜羽島オートオークション規約「第10章 紛争の仲裁クレーム規約」では、遠隔地会員を「北海道・東北・新潟・関東・山梨・和歌山・中国・四国・九州・沖縄および離島」と定めておりますが、令和2年6月末日までの期間限定としてその対象地域を一部拡大変更してまいりました。

7月以降の開催についても、コロナウイルス問題が収束していない状況を考慮し、その期間を改めて延長させていただきます。

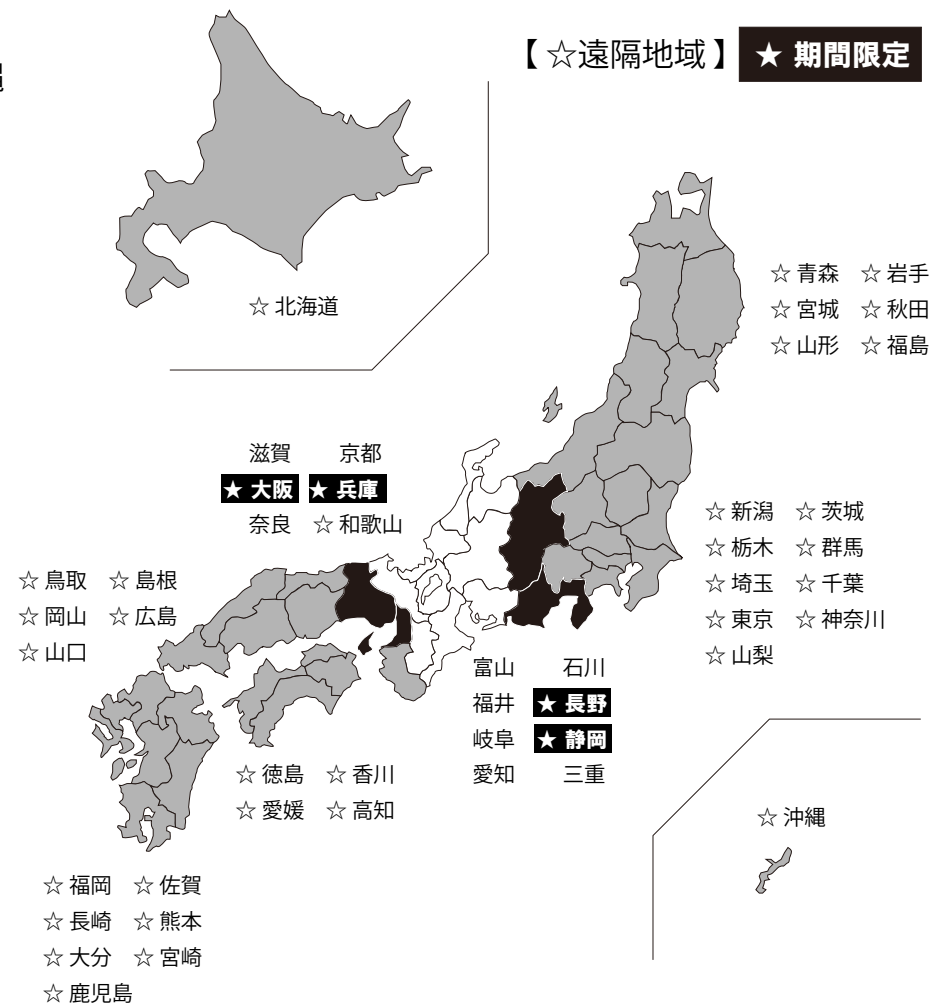
ご参加されます会員各位に於かれましては、ご一読頂き、ご理解の上、セリにご参加いただけますようお願い申し上げます。

**令和2年8月末日までの開催に限り、
静岡県・長野県・大阪府・兵庫県を
遠隔地とします。**

【遠隔地のクレーム申告期限】

落札日を含めて7日以内

（最終日が当社の休業日に当たる場合は翌営業日まで）



株式会社JU岐阜羽島オートオークション

〒501-6330 岐阜県羽島市堀津町2211番地 TEL 058-398-5100